

○山形県警察自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行手続に関する訓令

平成14年5月31日

本部訓令第14号

改正 平成17年5月13日本部訓令第15号

平成26年3月25日本部訓令第6号

平成27年3月27日本部訓令第8号

平成28年4月28日本部訓令第9号

令和2年9月14日本部訓令第10号

令和6年3月15日本部訓令第6号

注 平成26年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めのあるもののほか、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(進達)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）第3条の規定により申請書等の提出を受けたときは、所要の調査を行い、当該申請書等（添付書類を含む。）に進達書（別記様式第1号）を添えて、速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に進達するものとする。

（一部改正〔平成28年本部訓令9号・令和2年10号〕）

(報告要求等)

第3条 署長は、法第21条第1項の規定により、自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めたときは、速やかに本部長に報告するものとする。

(立入検査)

第4条 法第21条第1項の規定により立入検査をする警察職員は、身分証明書（別記様式第2号）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 署長は、立入検査を行ったときは、速やかに本部長に報告するものとする。

(行政処分の上申)

第5条 署長は、自動車運転代行業を営む者に対し、法第22条第1項の規定による指示又は法第23条第1項若しくは法第24条第1項の規定による命令を要すると認められるときは、行政処分上申書（別記様式第3号）により速やかに本部長に上申するものとする。

(処分通知)

第6条 次の各号に掲げる規定による通知は、当該各号に掲げる通知書により通知するものとする。

- (1) 法第5条第2項 認定通知書（別記様式第3号の2）
- (2) 法第5条第3項 認定に関する通知書（別記様式第4号）
- (3) 法第7条第1項 認定取消処分通知書（別記様式第5号）
- (4) 法第22条第1項前段 指示書（別記様式第6号）
- (5) 法第23条第1項 営業停止命令書（別記様式第7号）
- (6) 法第24条第1項 営業廃止命令書（別記様式第8号）

（一部改正〔令和6年本部訓令6号〕）

(山形県知事との協議)

第7条 次の各号に掲げる規定により山形県知事に協議するときは、当該各号に掲げる協議書により協議するものとする。

- (1) 法第5条第4項 認定に関する協議書(別記様式第9号)
- (2) 法第7条第2項 認定取消しに関する協議書(別記様式第10号)
- (3) 法第23条第3項 営業停止命令に関する協議書(別記様式第11号)
- (4) 法第24条第2項 営業廃止命令に関する協議書(別記様式第12号)  
(一部改正〔平成27年本部訓令8号〕)

(山形県知事への通知)

第8条 次の各号に掲げる規定により山形県知事に通知するときは、当該各号に掲げる通知書により通知するものとする。

- (1) 法第8条第2項 変更届出に関する通知書(別記様式第13号)
  - (2) 法第9条第3項 廃業等の届出に関する通知書(別記様式第14号)
  - (3) 法第22条第1項後段 指示に関する通知書(別記様式第15号)
- 2 法第8条第2項の規定による通知は、同条第1項の規定により提出された届出書の写しを送付することにより行うものとする。

(一部改正〔平成27年本部訓令8号・令和6年6号〕)

(自動車運転代行営業所カード)

第9条 警察署及び交通部交通企画課に、自動車運転代行営業所カード(別記様式第16号)を備え付けるものとする。

- 2 自動車運転代行営業所カードは、警察署の地域交通課長、交通第一課長又は交通課長が、管轄区域内における自動車運転代行業者の営業所ごとに2部作成し、うち1部を交通部交通企画課長に送付するものとする。
- 3 自動車運転代行営業所カードは、常に最新の状態にしておくものとする。

(一部改正〔平成26年本部訓令6号〕)

附 則

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日本部訓令第6号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日本部訓令第8号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月28日本部訓令第9号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(令和2年9月14日本部訓令第10号)

この訓令は、本日から施行する。

附 則(令和6年3月15日本部訓令第6号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。